

P T A 本 部 役 員 の 職 務 概 要

役 職	該 当 会 則	主 な 具 体 的 職 務
会 長	<p>■会則第 8 条(役員の任務)</p> <p>1.会長は、会務を総括し、この会を代表する。</p> <p>■会則第 9 条(参与及び顧問)</p> <p>この会に参与を置き、必要に応じて顧問を置くことができる。</p> <p>2.顧問は会長が委嘱する。</p> <p>■会則第 11 条(総会)</p> <p>1.定期総会は年 1 回とし、会長が招集する。</p> <p>■会則第 13 条(運営委員会)</p> <p>1.運営委員会、役員・参与及び各学年委員長・専門委員長をもって構成し会長が招集する。</p>	<p>①市 P 協(2~3 回)、区 P 連(1 回)、中学校区健全育成会(1 回)、南中山各種団体懇談会(3~5 回)等の会議への出席</p> <p>②入学式、卒業式、運動会での祝辞</p> <p>③PTA 総会(1 回)、運営委員会(3 回)、役員会(5~6 回)等でのあいさつ</p> <p>④学校施設開放管理運営委員会への出席</p> <p>⑤学校保健委員会への出席</p> <p>⑥南中山児童センター運営委員会への出席</p> <p>⑦南中山中・北中山小・連合町内会主催の主な行事への出席(運動会等)</p> <p>⑧本校 PTA の運営(本部役員で協議して分担)</p>
副 会 長	<p>■会則第 8 条(役員の任務)</p> <p>2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。</p>	<p>①区 P 連(1 回)、中学校区健全育成会(1 回)等の会議への出席</p> <p>②市 P 協(2~3 回)、区 P 連(1 回)、中学校区健全育成会(1 回)、南中山各種団体懇談会(3~5 回)等の会議への代理出席</p> <p>③入学式、卒業式、運動会への出席および接待</p> <p>④入学式、卒業式、運動会での祝辞代読</p> <p>⑤PTA 総会(1 回)、運営委員会(3 回)、役員会(5~6 回)への出席</p> <p>⑥PTA 総会、運営委員会、役員会でのあいさつ代理</p> <p>⑦本校 PTA の運営(本部役員で協議して分担)</p>

役 職	該 当 会 則	主 な 具 体 的 職 務
庶 务	<p>■会則第8条(役員の任務)</p> <p>4.庶務は事務長を補佐し,書記など会の事務処理に関するを行う。</p>	<p>①中学校区健全育成会(1回)等の会議への出席</p> <p>②区P連(1回),中学校区健全育成会(1回),南中山各種団体懇談会(3~5回)等の会議への代理出席</p> <p>③入学式,卒業式,運動会への出席および接待</p> <p>④PTA総会(1回),運営委員会(3回),役員会(5~6回)への出席</p> <p>⑤PTA総会,運営委員会等の会議次第作成</p> <p>⑥PTAだより等の発行</p> <p>⑦本校PTAの運営(本部役員で協議して分担)</p>
会 計	<p>■会則第8条(役員の任務)</p> <p>5.会計は,この会の会計をつかさどる。</p>	<p>①中学校区健全育成会(1回)等の会議への出席</p> <p>②区P連(1回),中学校区健全育成会(1回),南中山各種団体懇談会(3~5回)等の会議への代理出席</p> <p>③入学式,卒業式,運動会への出席および接待</p> <p>④PTA総会(1回),運営委員会(3回),役員会(5~6回)への出席</p> <p>⑤運営委員会,専門委員会,学年委員会等の会計面での運営・金銭の出納および出納補助</p> <p>⑥本校PTAの運営(本部役員で協議して分担)</p>

役 職	該 当 会 則	主 な 具 体 的 職 務
監 事	<p>■会則第 7 条(監事)</p> <p>1.監事は 2 名とし,選出と任期は第 6 条に準じる。</p> <p>2.監事は会計監査及び活動監査の任務にある。</p> <p>3 監事は監査結果を運営委員会,総会において報告する。</p> <p>4.監事はその任務遂行のために役員会,運営委員会に出席できる</p> <p>■会計事務規程第 25 条</p> <p>監事は会計監査を事業年度の 9 月末現在及び 3 月末現在の年 2 回,帳簿及び証拠書類を監査し,監査結果は運営委員会,総会に報告することとする。</p>	<p>①入学式,卒業式,運動会への出席および接待</p> <p>②PTA 総会(1 回),運営委員会(3 回),役員会(5~6 回)への出席</p> <p>③年 2 回の活動監査および会計監査</p>
共通事項	<p>◎対外的な各種会議へは担当役員が出席する。出席できないときは本部役員で協議し,欠席しないようにする。</p> <p>◎仕事や都合などにより職務を遂行できないときもあるので,担当に関わらず,お互いに協力する。</p> <p>◎本部役員会の日時は,協議して決定する。(日にち,曜日,時刻等)協議により,平日の夜間や土・日曜の日中もあり得る。</p>	